# 岩出市

# 循環型社会形成推進地域計画

令和 5年 3月 7日

# 目 次

1.	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項・・・・・・・・・・・・ 1
2.	循環型社会形成推進のための現状と目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3.	施策の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
4.	計画のフォローアップと事後評価・・・・・・・・・・・・・・・・11
添付	資料
様式	1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 · · · · · · · · · 12
様式	2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 · · · · · · · · · · · · 15
様式	
参考	資料様式 2 施設概要(エネルギー回収施設系)・・・・・・・・・・・17
参考	資料樣式 7 施設概要(浄化槽系)······18
参考	資料様式 8 計画支援概要······ 19
	1 < トレンドグラフ>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
地域	内の処理施設の現況と予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
別添	2 < ごみ分別表 > ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
別添	3 地域内の施設の現況・予定(位置図)・・・・・・・・・・25
	浄化槽設置整備事業対象区域図
別添	4 現有施設が所在するハザードマップ・・・・・・・・・・ 27
別添	5 岩出市国土強靭化地域計画(抜粋) 28

# 1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

# (1) 対象地域

構成市町村名 岩出市 面 積 38.51 km²

人 口 54,105人(令和4年3月31日現在)



図1 対象地域図

#### (2)計画期間

本計画は令和5年4月1日から令和11年3月31日までの6年間を計画期間と し、令和11年度を目標年次とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見 直すものとする。

#### (3) 基本的な方向

#### ア ごみ処理について

本市から排出される一般廃棄物のうち、不燃ごみ、粗大ごみ(不燃)及び資源ご みは中間処理施設であるクリーンセンターで保管後、民間へ引き渡して資源化、処 理を行っている。可燃ごみと粗大ごみ(可燃)は、クリーンセンターにおいて焼却 し、溶融スラグと金属類の資源化を行うとともに、資源化できない飛灰は最終処分 してごみを適正に処理・処分している。

今後も「クリーンセンター」において適正にごみ処理を行うため、令和6~8年度にかけて長寿命化総合計画に基づき基幹的設備改良工事を行い、現有施設の長寿命化を図るとともに、引き続き発生抑制と資源化の推進に努めていく。

## イ 生活排水処理について

生活排水処理については生活環境の向上を推進していくため、令和4年1月に「生活排水処理計画」を策定した。生活排水処理率(汚水衛生処理率)の数値目標を掲げ公共下水道の整備推進を図ること、公共下水道認可区域・供用開始区域以外の地域について合併処理浄化槽の設置を推進している。

また、単独処理浄化槽を設置している家庭については、個々の状況を勘案し合併浄化槽への転換事業を推進している。

#### (4) ごみ処理の広域化・施設の集約化について

本市は、和歌山県ごみ処理広域化計画(第2次改訂版)において、本市、海南市、 紀の川市、紀美野町で構成される、海南・海草・ 那賀ブロックに位置付けられて いる。このうち、海南市、紀の川市、紀美野町については、2市1町による広域処 理を行うために「紀の海広域施設組合」を設立し、エネルギー回収推進施設並びに マテリアルリサイクル推進施設からなる紀の海クリーンセンターを建設、平成 28 年3月より供用を開始している。一方、隣接する和歌山市は単独ブロックとなって おり、直ちに広域処理を実現することが困難な状況である。

今後は、ブロックに属する市町とともに、ごみ処理に関する広域的連携を図り、 将来の共通施策の実施に向けた研究を行うなど、広域処理に向けた取り組みを検討 していく。

### (5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

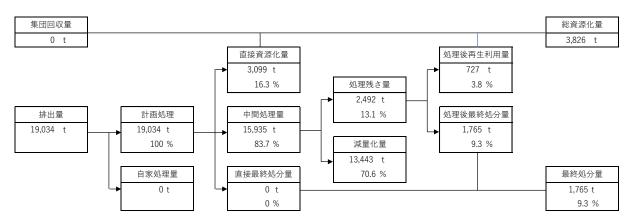
住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の発生、排出を抑制するよう啓発・情報提供を行うとともに、現在、区・自治会を通じてごみの実態調査見学会や小学校と連携して行っている環境学習をより一層推進していく。

再商品化可能な事業所がないため当面、プラスチック資源は民間業者に引き渡し、 サーマルリサイクルを継続する。今後プラスチック資源の分別収集及び再商品化 ついては、市民への周知・啓発等をおこない令和11年度までに実施する。

### 2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和3年度の一般廃棄物の排出処理状況は、図2のとおりである。



端数処理しているため合計が合わない場合がある。

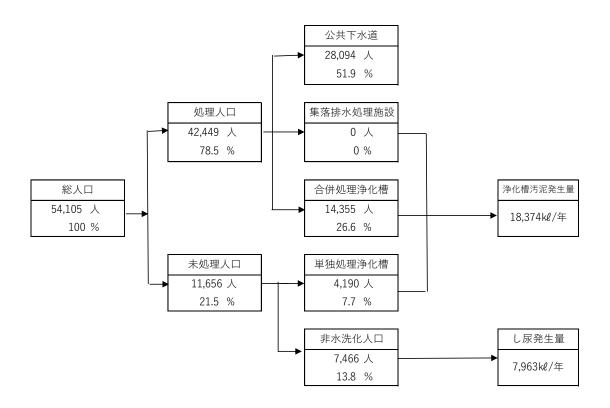
図2 一般廃棄物(ごみ)の処理フロー(令和3年度)

#### (2) 生活排水処理の現状

令和3年度の生活排水処理の状況及びし尿・汚泥等の排出量は図3のとおりであ ある。

生活排水処理対象人口は全体で54,105人(令和4年3月末現在)であり、処理人口は42,449人、生活排水処理率(汚水衛生処理率)は78.5%である。

し尿発生量は  $7,963 \, \text{k}\ell$  /年、浄化槽汚泥発生量は  $18,374 \, \text{k}\ell$  /年で処理処分量は  $20,337 \, \text{k}\ell$  /年である。



端数処理しているため合計が合わない場合がある。

図3 生活排水の処理状況フロー

## (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標値を定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。参考として、別添1に現状と目標のトレンドグラフを添付する。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

	指標	現状(割合※1) (令和3年度)	目標(割合※1) (令和11年度)
	事業系 総排出量	3, 223 トン	2,740 トン (-15.0%)
	1事業所当たりの排出量※2	2.13 トン/事業所	1.77 トン/事業所 (-16.9%)
排出量	生活系 総排出量	15,811 トン	13,075 トン (-17.3%)
	1人当たりの排出量※3	235 kg/人	189 kg/人 (-19. 6%)
	合 計 事業系生活系排出量合計	19,034 トン	15,815 トン (-16.9%)
	集団回収量	0トン	0トン
	総ごみ排出量	19,034 トン	15,815 トン (-16.9%)
再生利用量	直接資源化量	3,099 トン (16.3%)	2,878 トン (18.2%)
丹生利用里	総資源化量	3,826 トン (20.1%)	2,959 トン (18.7%)
エネルギー	エネルギー回収量 (年間の発電電	- MWh	- MWh
回収量	力量及び熱利用量)	– GJ	- GJ
最終処分量	埋立最終処分量	$1,765 \  \   \  \   \  \   \   \   $ (9.3%)	2,150トン (13.6%)

- ※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合。 総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合
- ※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量-事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)
- ※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量-生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

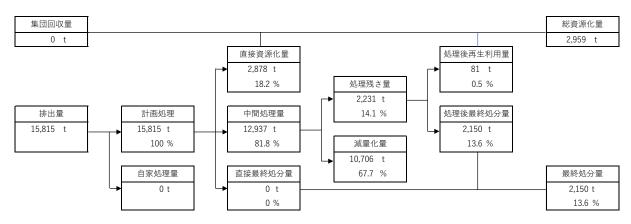
#### 《 用語の定義 》

排 出 量:事業系ごみ、生活系ごみを問わず出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)〔単位:トン〕

再生利用量:集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位:トン〕

エネルギー回収量:エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位:MWh〕及び熱利用量[単位:GJ]

最終処分量:埋立処分された量〔単位:トン〕



端数処理しているため合計が合わない場合がある。

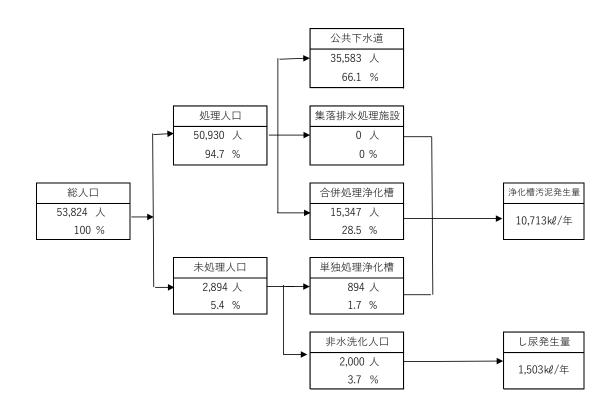
図4 目標達成後の一般廃棄物の処理状況フロー(令和11年度)

## (4) 生活排水処理の目標

生活排水処理について、表4及び図5に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の個別処理施設及び公共下水道等の集合処理施設の整備を計画的に進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

	区分	令和3年度	芝実績	令和11年度目標		
	公共下水道	28,094 人	(51.9%)	35, 583 人	(66.1%)	
	集落排水施設	0.00 人	(0.0%)	0.00 人	(0.0%)	
処理形態別 人 口	合併処理浄化槽	14, 355 人	(26.6%)	15,347 人	(28.5%)	
	未処理人口	11,656 人	(21.5%)	2,894 人	(5.4%)	
	· 금	54, 105 人		53,824 人		
	し尿収集量	7, 963 kℓ		1,503 kℓ		
し尿汚泥の	浄化槽汚泥量	18, 374 kℓ	8, 374 kℓ			
量	合計	26, 337 kℓ		12, 216 kℓ		



端数処理しているため合計が合わない場合がある。

図5 目標達成時の生活排水の処理状況フロー(令和11年度)

#### 3. 施策の内容

### (1) 発生抑制、再使用の推進

#### ア 有料化

現在、ごみの減量推進を目的に家庭から排出される可燃ごみについては、有料の指定袋制度を導入している。導入後、ごみの減量化に効果がみられたため、今後も有料の指定袋制度を維持していくとともに、分別の徹底を啓発していくことで、ごみの減量と資源化の推進していく。

事業系ごみについては有料化による減量効果が小さい。減量化の対策として、オフィスから排出される紙類でシュレッダーダストを含めて資源化を推進するため、収集体制や排出方法などの方策を検討する。

また、多量排出事業者等からの排出量の減量化と適正処理を徹底するために、法令に基づく自己責任を明確化し、ごみの減量化・資源化を推進する。

# イ 環境教育、普及啓発、助成

環境教育として、自治会等への「実態調査見学会」や小学校への出前講座を継続し、学校、各種団体等の施設見学の受け入れ、地球環境問題などを含めて啓発していく。食べられずに廃棄される「食品ロス」を削減するために、「食べきり」、「売り切り」の啓発や「残さず食べよう!3010運動」を継続し、引き続き、広報紙 やウェブサイトでの啓発、分別冊子の配布等を通じて周知を図る。

市民が情報を閲覧できるようごみ処理の数値や減量化・資源化の状況などを掲載し、市民等のごみに対する関心や減量化への意欲が更に高められるよう喚起する。

集団回収実施団体への報奨金交付制度を継続しており、回収量の向上と資源化の推進を図っている。今後も取組みを継続し、更なる回収量の向上と資源化を推進する。

# ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

地域内の商工会議所等と協力し、マイバッグ運動等を推進する。

#### エ ごみ分別の推進

広報等でごみの分別について周知・啓発を行う。

## 才 生活排水対策

公共下水道計画区域を除く区域での合併浄化槽の新設あるいは、単独浄化槽、汲取 便槽から転換する市民に対し平成3年度から補助金の交付を行っている。合併処理 浄化槽への転換を促進するため、配管工事費用及び単独処理浄化槽の撤去費用の上 乗せ補助も行っており、今後も継続して生活排水処理率の向上に取り組んでいく。

### (2) 処理体制

#### ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 2 のとおり、現在 6 区分 13 種類での分別を行っている。

可燃ごみ、可燃性粗大ごみは、「クリーンセンター」において焼却処理し、焼却後の焼却鉄、焼却アルミ、スラグは資源として利用回収している。飛灰は最終処分している。

不燃性粗大ごみ、資源ごみは「クリーンセンター」に搬入後、一時保管して民間へ処理を委託し、資源回収している。小型電子機器等と適正処理困難物は指定場所により回収し、処理を委託している。

今後の処理体制の燃焼施設については、ガス化溶融炉からガス化燃焼炉に転換し、スラグとして資源化できていた焼却灰の量は増加し資源化率が低下するが、省エネルギー化、co2削減を大幅に行える処理施設に改良し、適正な処理を継続していく。

#### イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

自己搬入または許可業者による搬入は、可燃ごみを基本としている。

今後も、事業系ごみの減量と分別の徹底による資源化の促進の指導も強化していく。

# ウ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、公共下水道の整備が令和12年度に完了する予定であり、接続率の向上に取り組むとともに、公共下水道整備事業完了までの期間は合併処理浄化槽の新設、単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。

#### エ 今後の処理体制の要点

☆基幹的設備改良事業を実施することで、安定的な焼却処理体制の維持に努める。 ☆スラグ化していた焼却灰の量が増加することで資源化率の低下となるが、スラ グストックヤードを再利用することで、プラスチック資源の分別収集及び再商品 化に係る実施内容の検討を継続していく。

☆大阪湾フェニックス事業への参画を継続し、将来に向け最終処分場の安定的な 運営に協力していく。

# 表3 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

				_	
	現状(令和	3年度)			
5.	別区分	処理方法	処理施設等		
可燃ごみ		焼却	クリーンセン ター		可燃
不燃ごみ (燃えないご	不燃ごみ (燃えないごみ) 		委託		不燃の燃え
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	焼却	クリーンセン ター		粗大
	不燃性粗大ごみ	リサイクル	委託		4117
資源ごみ	新聞紙 雑誌・チラシ 紙パック ダンボール ペットボトル プラスチック製 容器包装類 衣類	リサイクル	委託		資源。
小型電子機	器等	その他	委託		小型
適正処理困	難廃棄物	その他	委託		適正

	今後(令和1	1年度)	
分	·別区分	処理方法	処理施設等
可燃ごみ		焼却	クリーンセン ター
不燃ごみ (燃えないご	み)	リサイクル	委託
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	焼却	クリーンセン ター
	不燃性粗大ごみ	リサイクル	委託
資源ごみ	新聞紙 雑誌・チラシ 紙パック ダンボール ペットボトル プラスチック製 容器包装類 衣類	リサイクル	委託
小型電子機	器等	その他	委託
適正処理困	難廃棄物	その他	委託

※分別区分については「別添2 ごみ分別表」を参照

# (3) 処理施設等の整備

# ア 廃棄物処理施設

前記(2)の分別区分及び処理体制で処理を継続し、資源の有効利用、廃棄物の効率的な処理を推進する目的で、必要な施設整備を表4のとおり行う。

表 4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種 類 施設名	事業名	処理能力	設置予定 地	事業期間	国土強靱化
1	岩出クリー ンセンター 焼却施設	(仮称) 岩出ク リーンセンタ 一基幹的設備 改良事業	65t/日	岩出市根来 2273番地の 2	R6∼R8	岩出市国土 強靱化地域 計画

# (整備理由)

事業番号1 既存焼却施設の老朽化による延命及びガス化溶融炉から燃焼炉への転換

# イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については表5のとおり行う。

表 5 合併処理浄化槽の整備計画

事業番号	事業名	直近の整備 基数(基) 令和3年度	整備計画 基数(基)	整備計画人口(人)	事業期間	国土強靭化
2 1	浄化槽設置 整備事業	2 0	182	588	R 5 ∼R10	岩出市国土 強靱化地域 計画

# (4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事 業 名	事業内容	事業期間
1	(仮称) 岩出クリーンセンター基幹的設備 改良事業に係る生活環境影響調査業務	生活環境影響調査	R 5 ~R 6
1	(仮称) 岩出クリーンセンター基幹的設備 改良事業に係る発注者支援業務	発注仕様書作成	R 5 ~R 6

## (4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

#### ア 不法投棄対策

不適正排出や不法投棄が比較的多く発生している地域を重点パトロール地域として、計画的に監視活動を継続し、必要に応じ、夜間パトロールを実施するとともに、監視活動を行っていることを市民等に広く周知し、不法投棄や不適正排出の抑止に繋げる。

また、不法投棄現場における更なる不法投棄の防止に向けて、早期発見・早期撤去するとともに、監視及び通報体制の整備を図るため、警察署や郵便事業者、関係団体等に協力を呼びかけ、悪質な事案に対しては、警察と協力して対応していく。

#### イ 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電・使用済み小型家電のリサイクルについては、家電リサイクル法及 び小型家電リサイクル法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるように、 関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

なお、使用済み小型家電については、拠点回収やイベント回収などを行い、 普及啓発に努める。

## ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

近隣自治体と協力体制を構築しつつ、岩出クリーンセンターの処理能力の 範囲内で受入れ、適正に処理を行う。

災害廃棄物処理計画の策定状況は、令和3年度に策定済である。

# 4. 計画のフォローアップと事後評価

#### (1)計画のフォローアップ

本市では、毎年、計画の推進状況を把握し、その結果を公表するとともに、 必要に応じて、県及び国と意見交換をしつつ、計画の推進状況を勘案し、計 画の見直しを行う。

# (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行い、結果を公表する。

#### 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1

#### 1. 地域の概要

(1)地域名	岩出市	(2)地域内人口			54, 10	5 人		(3)地:	域の面積		38.51 km <sup>2</sup>	
(4) 構成市町村等名	岩出市	(5)地域の要件	人口 面積	沖縄	離島	豪雪	山村	半島	過疎	その他		
(6) 構成市町村に一部 事務組合等が含まれる 場合、当該組合の状況	① ②設立年月	日:	③本組合を構	成する市	<u> </u>							

#### 2. 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

	_						過去の状況	2・現状(排	非出量等に対す	トる割合)				目標	票年
指標·単位			平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和1   (実績) (実績) (実績) (実績) (実績)												
	古米ズ	総排出量(	トン)	3	,769 t	3	s,745 t	3	3,769 t		, 520 t	3	, 223 t	2,740 t	(R3比 -15.0%)
	事業系	1事業所当た	りの排出量(トン/事業)		2.50 t/事業所		2.48 t/事業所		2.49 t/事業所		2.33 t/事業所		2.13 t/事業所	1.77 t/事務所	(R3比 -16.9%)
排 出 量	生活系	総排出量(	トン)	14	,798 t	15	i, 266 t	15, 536 t		15,670 t		15	,811 t	13,075 t	(R3比 -17.3%)
	生佰求	1人当たりの	排出量(kg/人)		222 kg/人		230 kg/人	233 kg/人		232 kg/人		235 kg/人		189 kg/人	(R3比 -19.6%)
	合計	事業系生活:	系排出量合計 (トン)	18	,567 t	19	,011 t	19, 305 t		19, 190 t		19,034 t		15,815 t	(R3比 -16.9%)
<b>五 4 4 1 1 1 1</b>		原化量 (トン	)	2,845	t (15.3%)	2,887	t (15.2%)	3, 009	t (15.6%)	3, 122	t (16.3%)	3, 099	t (16.3%)	2,878 t	(18.2%)
再生利用量		と量(トン)		3, 463	t (18.6%)	3, 528	t (18.6%)	3, 628	t (18.8%)	3, 849	t (20.1%)	3, 826	t (20.1%)	2,959 t	(18.7%)
エネルギー		2. 同原县	年間の発電電力量 (MWh)	-	MWh	-	MWh	-	MWh	-	MWh	-	MWh	- MWh	
回収量エネルギー回収量		ャー回収重	年間の熱利用量 (GJ)	-	GJ	-	GJ	-	GJ	-	GЈ	-	GJ	- GJ	
最終処分量 埋立最終処分量 (トン)		1,597	t (8.6%)	1,646	t (8.7%)	1, 555	t (8.1%)	1,807	t (9.4%)	1, 765	t (9.3%)	2,150 t	(13.6%)		

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

スラグ化していた溶融炉から燃焼炉への転換を図るため

## 様式1

## 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1

## 3. 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

#### (1) 現有施設リスト

	施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理 方式	処理能力 (単位)	竣工年月日	廃止又は休止 (予定) 年月	解体(予定)	想定される浸水深さと 対策	備考
-	ごみ焼却施設	岩出クリーンセンター	岩出市	全連続式	60t/24h	H20. 12	未定		立地場所は浸水の危険がない	
	ストックヤード	岩出クリーンセンター	岩出市	一時保管	808.6m <sup>2</sup>	H24. 4	未定	未定	立地場所は浸水の危険がない	

#### (2) 更新(改良)・解体施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理 方式	処理能力 (単位)	竣工予定 年月日	更新(改良)・ 新設理由	廃焼却施設の解体の 有無及び 解体施設の名称	想定される浸水深さと 対策	備考
ごみ焼却施設	岩出クリーンセンター	岩出市	全連続式	65t/24h	R6. (予定)	老朽化による延命	-	立地場所は浸水の危険 がない	

# 4. 生活排水処理の現状と目標

指標単位			過去	の状況・ま	見状		目標
担保单位		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和11年度
総人口		53,952	53,796	53,907	53,946	54,105	53, 824
公共下水道	汚水衛生処理人口(人)	11, 270	12, 311	14, 100	15, 359	17, 188	35, 583
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 (%)	20.8	22. 9	26. 1	28. 5	31.8	66. 1
集落排水処理施設	汚水衛生処理人口(人)	0	0	0	0	0	0
<b>耒洛</b> 伊小处	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 (%)	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口(人)	20, 996	20, 834	20, 735	20, 585	20, 374	15, 347
百併处理伊化僧寺	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 (%)	38. 9	38. 7	38. 5	38. 2	37.7	28. 5
未処理人口	汚水衛生未処理人口	21, 686	20, 651	19, 072	18, 002	16, 543	2, 894

# 5. 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

+6- ÷0, 46- DI	事業主体		現有施設の内	容	整(	<b>帯予定基数の</b> ₽	備考	
施設種別		基数	処 理 人 口	開始年度	基 数	処 理 人 口	目 標 年 次	
浄化槽設置整備事業	岩出市	4, 712	14, 355	НЗ. 4	182	588	R11	

## 様式2

## 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2

	事業	事業 主体	鳺	模	事	<b>英期間</b>				(千円)						交付	対象事業費(千	円)			備考
事業名称	番号	名称		単位	開始	終了		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
○エネルギー回収等に関する事業	1	1	1.	-	-	_	6, 050, 000	0	60, 500	2, 662, 000	3, 327, 500	0	0	3, 630, 000	0	36, 300	1, 597, 200	1, 996, 500	0		0
(仮称) 岩出クリーンセンター基幹 的設備改良事業	1	岩出市	65	t/H	R6	R8	6, 050, 000		60, 500	2, 662, 000	3, 327, 500			3, 630, 000		36, 300	1,597,200	1, 996, 500			
○浄化槽に関する事業							58, 926	9, 821	9, 821	9, 821	9, 821	9, 821	9, 821	58, 926	9, 821	9, 821	9, 821	9, 821	9, 821	9, 821	i
浄化槽設置整備	21	岩出市	182	基	R5	R10	58, 926	9, 821	9, 821	9, 821	9, 821	9, 821	9, 821	58, 926	9, 821	9, 821	9, 821	9, 821	9, 821	9, 82	1
○施設整備に関する計画支援事業	-	-	-	-	-	-	18, 000	9, 000	9, 000	0	0	0	0	18, 000	8, 000	10, 000	0	0	0	(	0
(仮称) 岩出クリーンセンター基幹 的設備改良事業に係る生活環境影響 調査業務	1	岩出市	-	-	R5	R6	8, 000	4, 000	4, 000					9, 000	4, 000	5, 000					
(仮称) 岩出クリーンセンター基幹 的設備改良事業に係る発注者支援業 務	1	岩出市	T-	-	R5	R6	10, 000	5, 000	5, 000					9, 000	4, 000	5, 000					co2削減 率、利 無利 動 者 に 計 更 有
	合計				·	6, 126, 926	18, 821	79, 321	2, 671, 821	3, 337, 321	9, 821	9,821	3, 706, 926	17, 821	56, 121	1, 607, 021	2, 006, 321	9,821	9, 82	1	

様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

					事業	期間	±// A 2/ #			事	業言	+ <b>a</b>			
施策種別	事業 番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	開始		交付金必要 の要否	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 1 1 年度	備考
	11	有料化	可燃ごみについては有料 指定ごみ袋制度を導入し ているが、事業系ごみに ついては適正処理を徹底 し、減量化・資源化の指 導を行う。	岩出市	継	続		5年度	事		業	実		施	
発生抑制・ 再使用の推	12	環境教育、普及啓 発、助成	環境教育として「実態調査見学会」や小学校への 出前講座を継続し、市民 等へのごみに対する関心 を深め減量化に繋げる。	岩出市	継続				事		業	実		施	
進に関するもの	13	マイバック運動・ レジ袋対策	市内の商工会議所等と協 カしマイバック運動等を 推進する。	岩出市	継	続			事		業	実		施	
	14	ごみ分別の推進	市広報誌やチラ シ、分別冊子等で 周知啓発を行う。	岩出市	継	続			事	:	業	実		施	
	15	生活排水対策	補助金制度を活用し、講 習会等で啓発を行う。	岩出市	継続				事	:	業	実		施	
処理体制の 構築、変更 に関するも の	1	岩出クリーンセン ター基幹的設備改 良工事	ガス化溶融炉から ガス化燃焼炉への 基幹的設備改良エ 事	岩出市岩出市	R 6	R 8	0								発注支援 業務の期 間による
処理施設の 整備に関す るもの	21	浄化槽設置整備事 業	196基	岩出市	R 5	R11	0			事	業		実	施	
施設整備に 係る計画支	1	ター基幹的設備改	生活環境影響調査	岩出市	R5 R6		0	調	査						調査研究によりR
援に関する もの	1	良事業に係る発注 支援業務	発注仕様書の作成	岩出市			0	作成	発注支援						6年度ま で
	31	地域重点・夜間パトロールの強化に 不法投棄対策 より不法投棄のないまちくりを推進する。		岩出市	継	続			事		業	実		施	
その他	32	廃家電・使用済み 小型家電のリサイ クルに関する普及 啓発	イクル法に基づき	岩出市	継続				事		業	実		施	
	33	災害廃棄物対策	近隣自治体と協力 体制を構築するな ど「災害廃棄物処 理基本計画」を策 定している。	岩出市	R4	R11			事	:	業	実		施	

# 【参考資料様式2】

# 施設概要 (エネルギー回収施設系)

# 都道府県名 和歌山県

(1)事業主体名	岩出市
(2)施設名称	岩出クリーンセンター
(3)工期	令和6年度~令和8年度
(4)施設規模	処理能力 65 t/日
(5)形式及び処 理方式	連続燃焼式焼却炉(流動床式ガス化燃焼炉)
(6)余熱利用の 計画	1. 発電の有無有(発電効率%)・無2. 熱回収の有無有(熱回収率不明)・無
(7)地域計画内 の役割	基幹的設備改良工事による CO2 排出量の削減 (5%以上)
(8)廃焼却施設 解体工事の 有無	有無無

# 「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(0) 牌型 页到田	
(9)燃料の利用	
計画	
μιμ	

# 「メタンガス化施設」を整備する場合

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-12 13	
(	10)バイオガス		
	熱利用率		
(	11)バイオガス		
	の利用計画		

(12)総事業計画	6,050,000千円(全体:6,050,000千円)
額※2	うち、交付対象事業費
6只公益	3,630,000千円(全体:3,630,000千円)

- ※1 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。
- ※2 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

# 【参考資料様式7】

# 施設概要(浄化槽系)

都道府県名 和歌山県

(1)	事業主体名	岩出市
(2)	事業名称	净化槽設置整備事業
(3)	事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため
(4)	事業期間	令和5年度~令和10年度
(5)	事業対象地域の要件	市内全域。ただし、公共下水道整備及び認可区域を 除く。
(6)	事業計画額	交付対象事業費 58,926千円

# ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模 【浄化槽設置整備事業の場合】

区分		才象基数 人分)	基準額 (千円)	対象経費 支出予定額 (千円)	交付対象 事業費 (千円)
5人槽	150基 (	525人分)	49, 800	49, 800	49, 800
6~7人槽	12基 (	42人分)	4, 932	4, 932	4, 932
8~10人槽	6基 (	21人分)	3, 114	3, 114	3, 114
11~20人槽					
21~30人槽					
31~50人槽					
51人槽以上					
撤去費	12基		1, 080	1, 080	1, 080
合 計	168基	(588人分)	58, 926	58, 926	58, 926

# 【参考資料様式8】

# 計画支援概要

# 都道府県名 和歌山県

(1) 事業主体名	岩出市	
(2) 事業目的	計画的な基幹的設備改良に資するため	
(3) 事業名称		(仮称) 岩出クリーンセンター 基幹的設備改良事業に係る発 注者支援業務
(4) 事業期間	令和5年度~令和6年度	令和5年度~令和6年度
(5) 事業概要	基幹的設備改良工事に向けた生活環境影響調査を実施する。	基幹的設備改良工事に向けた 発注仕様書を作成する。

(6) 総事業計画額 ※1	8,000千円 うち、交付対象事業費	10,000千円 うち、交付対象事業費
/• \ 1	8,000千円	10,000千円

<sup>※1</sup> 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

# 別添1 トレンドグラフ

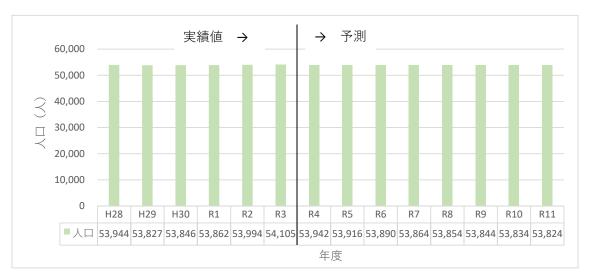


図4 人口の推移

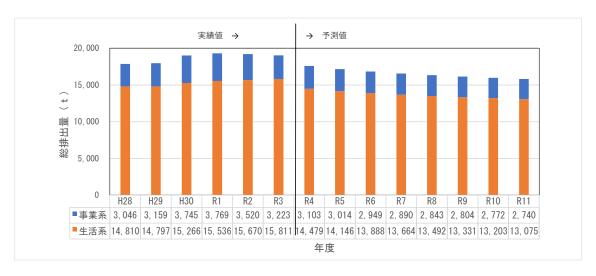


図5 総排出量(集団回収除く)の推移

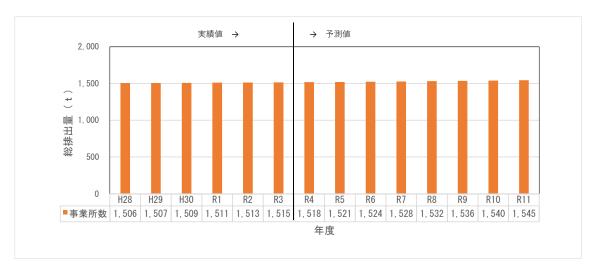


図6 事業所数の推移

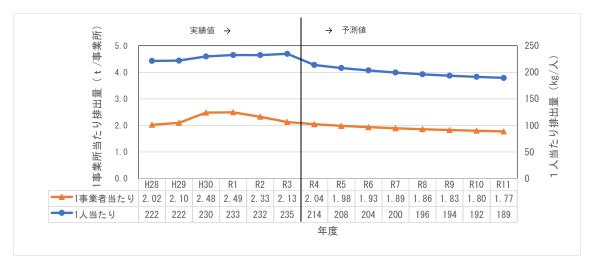


図7 事業所当たり事業系ごみ・生活系一人当たりの排出量(集団回収、資源ごみを 除く)の推移

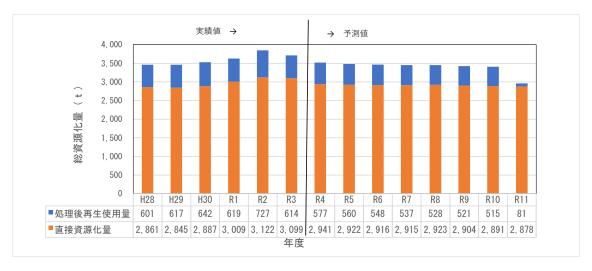


図8 総資源化量の推移

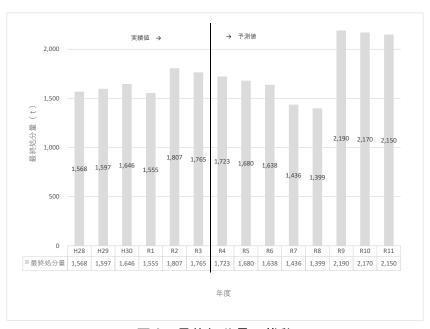


図9 最終処分量の推移

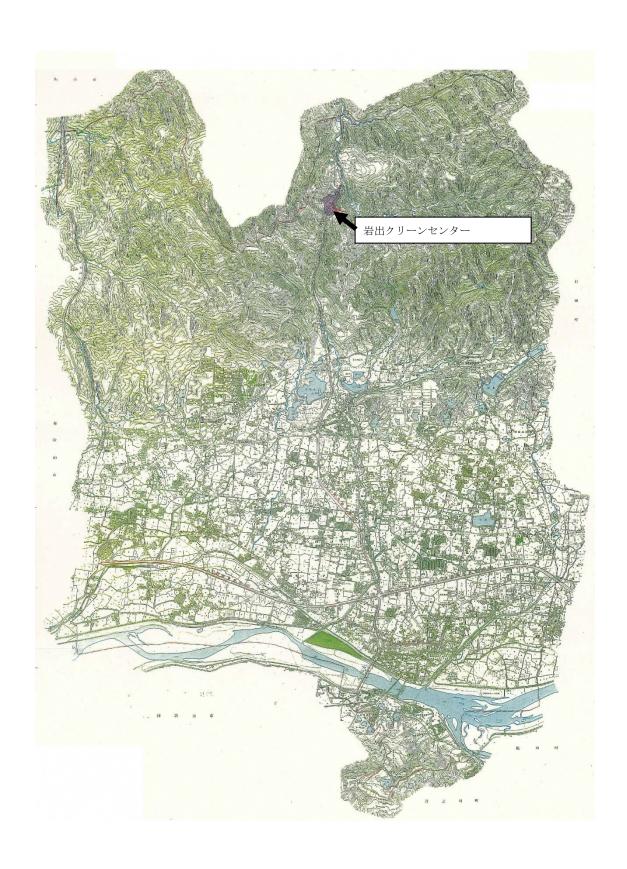


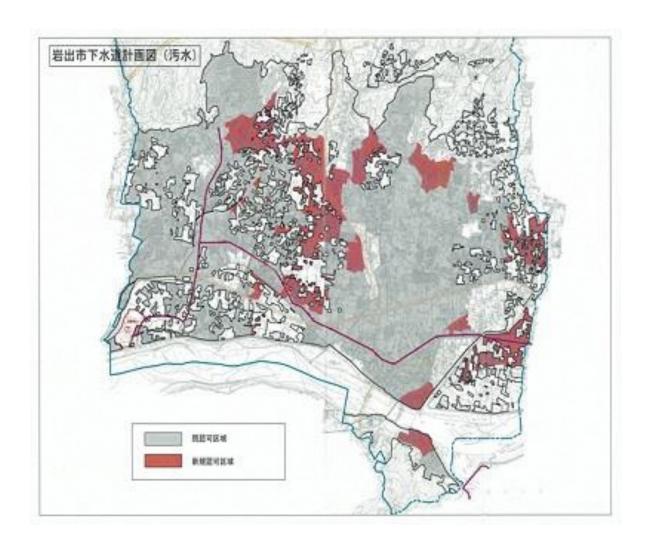
図 10 地域内の処理施設の現況と予定

# 別添2 ごみ分別表

		対象	
可燃ごみ		生ごみ、紙くず、落葉、雑草、選定くず、木くずなど	
不燃ごみ(	(燃えないごみ)	カン・ビン類、鉄類(やかん・フライパンなどコンテナ容器に収まるものに限る)、陶器類、その他ガラス、蛍光灯、電池、カセット ボンベなど	
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	家具類、布団類、靴類、プラスチック類のおもちゃなど	
	不燃性粗大ごみ	家電製品、その他大型の金属類など	
	ダンボール		
資源ごみ	新聞紙		
	雑誌・チラシ		
	牛乳パック		
	プラスチック製容	主にプラスチックのリサイクルマークがあるもの	
	器包装類		
	ペットボトル	ペットボトル	
	衣類	わたの入っていないもの	
小型電子機器等		家庭で不要となった家電製品	
適正処理困難廃棄物		家庭から出るごみで、粗大ごみで収集できないもの。 (農業関係(ビニール、パイプハウス用鉄類、暖房用器具など)、 コンクリート(コンクリート塊、物干し台等)、タイヤ、家庭用消 火器、バッテリー、自動車部品など	



別添 3 净化槽設置整備事業対象区域図



# 別添4 現有施設のハザードマップ

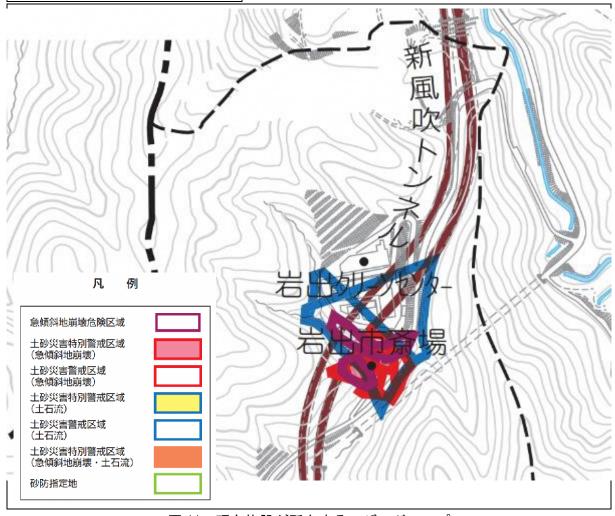


図 11 現有施設が所在するハザードマップ

出典:防災マニュアル 2019年改訂版

# ■別添5 岩出市国土強靭化地域計画(抜粋)

# 6. ライフライン、燃料供給施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に 留めるとともに、早期に復旧させる

# 6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

- ○公共施設の電気及び空調施設等の適正な維持管理に努める。
- ○小型発動発電機を整備し、適正に管理する。
- ○ライフライン関係事業者等との協定の締結に努める。

# 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ○上水道施設の耐震化等の改修及び維持管理に努める。
- ○緊急浄化装置の整備及び適正管理に努める。
- ○水道用復旧資材等を備蓄する。
- ○平時における上水道施設の点検を充実するとともに、水道施設危機管理対 策マニュアルに基づき管理体制の強化を図る。

# 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- ○避難所へのマンホールトイレの整備、簡易トイレ等の備蓄に努める。
- ○し尿収集業者との災害時のし尿収集に関する協定締結に努める。
- ○平時における下水道施設の点検を充実するとともに、下水道事業業務継続 計画に基づき管理体制の強化を図る。
- ○下水道施設の破損による汚水の不通を防ぐため、老朽管の更生等の改築・更 新を行う。
- ○生活排水を適正に処理し、健全な水環境を確保するとともに、災害に強い浄化槽の特徴を活かし、強靭なまちづくりに資する浄化槽の整備に対して支援を行う。

# 6-4 公共交通をはじめとする交通インフラの長期間停止

- ○国・県と連携、協力し道路整備に努める。
- ○トンネル、橋梁等の適正な維持管理に努める。
- ○交通事業者等関係機関との連携強化を図る。
- ○平常時から、各種啓発、運行維持に努め、公共交通の確保維持を図る。

# 8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

# 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ○「地域防災計画」に基づき、災害廃棄物の仮置き場、処理方法等について具体的な候補地も含めて検討しておく。
- ○廃棄物処理施設の「長寿命化総合計画」を策定し、災害の際、廃棄物処理に 混乱をきたさないよう、適正な管理・運営に努めるため「環境省の循環型社 会形成推進交付金」等を活用し施設の整備を図る。
- ○一般廃棄物処理許可業者等との協定締結を推進する。

# 8-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ○警察等との合同訓練の実施に努める。
- ○自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練により自主防災体制の強化を図る。
- ○自治会等の活動支援を行い、持続ある地域コミュニティの形成を図る。
- ○学校及び保育所等において、防災訓練や研修等を行う。

# 8-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ○国・県と連携、協力し道路整備に努める。
- ○トンネル、橋梁等の適正な維持管理に努める。
- ○交通・運送事業者等との協定の締結を図る。